

警報発令時等の研修の取扱い

愛知県看護研修センター

令和6年3月

台風や地震等の災害時及び交通機関が運行中止になった場合の研修の取扱いは次のとおりです。

1. 台風時等の取扱い

- 1) 愛知県内の何れかの区域に特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が発令された場合、原則として特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報発令中は研修を行いません。
- 2) 警報が解除された場合の研修の再開については以下のとおりとします。
 - (1) 午前7時までに特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が解除された場合は、平常通りの研修を行います。
 - (2) 午前7時から午前11時までに特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が解除された場合は、午後1時15分から研修を行います。
 - (3) 午前11時を過ぎた後に特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が継続する場合は、当日の研修を中止します。
- 3) 研修センターに来られた後に、特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が発令された場合は、研修センター職員の指示に従ってください。

2. 地震、その他の災害時等の取扱い

地震、その他の災害時等で、交通機関の故障、道路、橋の破壊等により研修センターに来られることが危険な場合は、来校を見合わせて差し支えありません。

3. 交通機関が運行されない場合の取扱い

- 1) 市バス及び地下鉄以外の交通機関が運行されない場合は、原則として研修を行います。
- 2) 市バス及び地下鉄が運行されない場合は、原則として台風時等の取扱いに準じます。

警報発令による研修の中止に関して、こちらから基本的に連絡することはありません。ご自身で情報収集し判断してください。判断に迷われる場合は、お電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

愛知県看護研修センター 電話番号 **052-832-8607** (直通)

対応時間 午前8時30分～午後5時30分